

PFOSなど有機フッ素化合物による水質汚染に関し、  
嘉手納基地内への立入調査を求める意見書

沖縄県企業局が平成30年に実施した嘉手納基地周辺の水質調査において、比謝川及びその周辺の湧水等から米国環境保護庁が設定した飲料水に関する生涯健康勧告値を超えるPFOSやPFOA等の有機フッ素化合物が検出された。

企業局から報告を受けた県環境保全課が、今年1月に前回の調査箇所の水釜地区の井戸を追加した6地点を再調査したところ、うち5地点でPFOS等が検出された。比謝川周辺の湧水「屋良ウブガー」からはPFOS・PFOAの合計2,100ナノグラム・パー・リットル (ng/L)、「屋良ヒージャーガー」では同1,700ng/L、町文化財に指定されている「屋良シリーガー」でも同980ng/Lが、また水釜の井戸からも同2,000ng/Lと生涯健康勧告値70ng/Lを大幅に超える高濃度な数値が検出された。

PFOSは環境への残留性や生物への蓄積性等が問題視され、日本国内では平成22年4月から製造・輸入及び使用が制限されている。PFOAについても同様な規制へ向かっている有害性の環境汚染物質であることから、町民から健康面を不安視する声が高まっている。

沖縄県は平成28年に米軍に対し嘉手納基地内への立入許可を申請したが認められず、未だ汚染源の特定に至っていない。町民の健康面への不安を解消するためにも、一日も早く汚染源を特定し除染に向け有効な対策を講じることは急務である。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、安全及び平穏な生活を守る立場から、下記事項の実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 PFOSなどによる水質汚染に関し、速やかに沖縄県による嘉手納基地内への立入調査の実現を図ること。
- 2 PFOSなどについて健康調査を明らかにし、早急に公共用水域・土壌などの環境基準値及び水道水質基準等を設定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月2日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官 (沖縄基地負担軽減担当)  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使 (沖縄担当) 沖縄防衛局長  
沖縄県知事

PFOSなど有機フッ素化合物による水質汚染に関し、  
嘉手納基地内への立入調査を求める決議

沖縄県企業局が平成30年に実施した嘉手納基地周辺の水質調査において、比謝川及びその周辺の湧水等から米国環境保護庁が設定した飲料水に関する生涯健康勧告値を超えるPFOSやPFOA等の有機フッ素化合物が検出された。

企業局から報告を受けた県環境保全課が、今年1月に前回の調査箇所の水釜地区の井戸を追加した6地点を再調査したところ、うち5地点でPFOS等が検出された。比謝川周辺の湧水「屋良ウブガー」からはPFOS・PFOAの合計2,100ナノグラム・パー・リットル (ng/L)、「屋良ヒージャーガー」では同1,700ng/L、町文化財に指定されている「屋良シリーガー」でも同980ng/Lが、また水釜の井戸からも同2,000ng/Lと生涯健康勧告値70ng/Lを大幅に超える高濃度な数値が検出された。

PFOSは環境への残留性や生物への蓄積性等が問題視され、日本国内では平成22年4月から製造・輸入及び使用が制限されている。PFOAについても同様な規制へ向かっている有害性の環境汚染物質であることから、町民から健康面を不安視する声が高まっている。

沖縄県は平成28年に米軍に対し嘉手納基地内への立入許可を申請したが認められず、未だ汚染源の特定に至っていない。町民の健康面への不安を解消するためにも、一日も早く汚染源を特定し除染に向け有効な対策を講じることは急務である。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、安全及び平穏な生活を守る立場から、下記事項の実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 PFOSなどによる水質汚染に関し、速やかに沖縄県による嘉手納基地内への立入調査の実現を図ること。

以上、決議する。

令和元年7月2日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官  
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長